

第5回渋川地区市町村任意合併協議会

協議項目参考資料

「調整調書」

目次

【継続協議】		
議案第13号	協議項目7	「地方税の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
【新規協議】		
議案第21号	協議項目10	「町名、字名の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
議案第22号	協議項目14	「条例、規則等の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
議案第23号	協議項目22	「介護保険事業の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
議案第24号	協議項目23	「消防団の取扱いに関する事」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
議案第25号	協議項目24-3	「納税関係の取扱い」・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
議案第26号	協議項目24-6	「広報広聴の取扱い」・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	都市計画税																								
調整方針	1 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 2 納期については、固定資産税の納期による。			(修正あり、内容は「合併協議項目」又は議案をご覧ください)																								
現 況				調整理由・課題																								
1 税率及び納期等				【調整理由】 ・都市計画税は、渋川市と伊香保町において課税されているが、税率が異なっている。調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、渋川市の例により制限税率を採用する。ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 ・納期は、固定資産税と同じであることから、固定資産税の納期とする。 【課題】 ・現在の納税義務者は、渋川市、伊香保町両市町とも、条例に定める区域内の土地・家屋の所有者とされている。新市における課税区域については、新たに定められる都市計画区域の中で、現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて検討する必要がある。																								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村		子持村	赤城村	北橋村																					
1 納税義務者	都市計画区域のうち渋川市都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	都市計画区域のうち伊香保町都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
2 税率	0.3%	0.2%	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
3 課税標準	固定資産の価格(土地、家屋)	固定資産の価格(土地、家屋)	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
4 納期	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																						
【県内10市の税率】 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>前橋市</td> <td>高崎市</td> <td>桐生市</td> <td>伊勢崎市</td> <td>太田市</td> <td>沼田市</td> <td>館林市</td> <td>藤岡市</td> <td>富岡市</td> <td>安中市</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>0.2</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> </table>								前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市	税率(%)	0.2	0.25	0.25	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市																		
税率(%)	0.2	0.25	0.25	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2																		
【関係法令】 地方税法(抜粋) (都市計画税の課税客体等) 第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。 2 省略																												
2 先進地事例																												
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市		宗 像 市																						
都市計画税の税率及び納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。		都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。		都市計画税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。																						
3 財政影響額																												
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計																					
調定額	681,500千円	79,003千円	0千円	0千円	0千円	0千円	760,503千円																					
税率0.3%とした場合	681,500千円	118,504千円	0千円	0千円	0千円	0千円	800,004千円																					
増 減	0千円	39,501千円	0千円	0千円	0千円	0千円	39,501千円																					

(調定額：平成14年度決算統計より)

協議項目	10	町名、字名の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針	1 字の区域については、現行のとおりとする。 2 字の名称については、現行の字名を基本に合併時まで調整する。						
現況						調整理由・課題	
1 市町村の現況							
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
「大字」の名称	あくつ 阿久津 かない 金井 なんもく 南牧 かわしま 川島 うばしま 祖母島 ありま 有馬 やぎはら 八木原 はんだ 半田 みゆきだ 行幸田 いしはら 石原 なかむら 中村 大字名の無い区域 (旧渋川町の区域)	いかほ 大字伊香保 ゆなかと 大字湯中子 みずさわ 大字水沢	おのこ 大字小野子 むらがみ 大字村上	かみしろい 大字上白井 なかごう 大字中郷 よこぼり 大字横堀 きたもく 大字北牧 ふきや 大字吹屋 しろい 大字白井	つくだ 大字津久田 しきしま 大字敷島 ながいあがわだ 大字長井小川田 みやま 大字深山 たなした 大字棚下 もかしわぎ 大字持柏木 みぞろき 大字溝呂木 きたうえの 大字北上野 かつほざわ 大字勝保沢 みたち 大字見立 たきざわ 大字滝沢 かみみはらだ 大字上三原田 みはらだ 大字三原田 たる 大字樽 みやだ 大字宮田 さかえ 大字栄 きたあかぎさん 大字北赤城山 みなみあかぎさん 大字南赤城山	はっさき 大字八崎 ぶんごうはっさき 大字分郷八崎 こむろ 大字小室 しもなむろ 大字下南室 かみなむろ 大字上南室 かみはこだ 大字上箱田 はこだ 大字箱田 しもはこだ 大字下箱田 まかべ 大字真壁 あかぎさん 大字赤城山	合計
計	11	3	2	6	18	10	50

【調整理由】

・町、字の区域や名称は、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などを基に定められたものであり、歴史的、文化的意義を有するものであることから、原則として現行どおりとすることが望ましい。
 なお、字名の表記については、「新市の名称」との絡みもあり、合併時まで地域の意向を踏まえて調整する必要がある。

【課題】

・大字の名称の無い渋川市の旧渋川町の区域は、通称で町名等が呼称されている。この区域の町名表示の扱いについては、地域の意向を踏まえながら、検討していく必要がある。

協議項目	10 町名、字名の取扱いに関すること	関係項目																							
現		況																							
2 関係法令																									
<p>地方自治法(抜粋) (郡の区域) 第259条 郡の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。 2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。 3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。</p>		<p>(市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>																							
3 留意事項																									
<p>(1)「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(昭30.12.6 行政実例) (2)「字」には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含まれる。(昭23.8.9 行政実例) (3)市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要である。(昭30.3.30 行政実例) 【手続き不要の例】 郡 町 市 郡 町大字 字×× 市大字 字×× 【手続きを要する例】 郡 町 市 町 郡 町大字 字×× 市 町×× 市 町字×× 市 字××</p> <p>(4)「大字」を単に「」と変更するなど大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要である。</p>		<p>(5)町名・字名に関する実際の変更手続き ・過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについて、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。 ただし、合併関係市町村間で、議しておくことが適当とされている。 ・市町村の区域内の町又は字の区域又は名称の変更については、地方自治法第260条の規定により、市町村長が当該市町村の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届出、都道府県知事が届出に基づき告示することになっている。ただし、群馬県においては、「群馬県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」の一部改正が予定されており、平成16年4月1日より当該届出の受理及び告示については、市町村に権限が委譲され、当該市町村自ら届出の受理及び告示をすることになる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村長が町・字の区域又は名称変更等の議案提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村議会議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市町村告示 (効力の発生)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関係機関への通知</div> </div>																							
4 具体的事例																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">例</th> <th style="width: 40%;">先進地例</th> <th style="width: 40%;">選定の形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕</td> <td>旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕</td> <td>例の「大字」の字句を削除しない形とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕</td> <td>旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。</td> </tr> </tbody> </table>	例	先進地例	選定の形態		・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。		・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。		・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕	旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">例</th> <th style="width: 40%;">先進地例</th> <th style="width: 40%;">選定の形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕</td> <td>例の「大字」の字句を削除しない形とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕</td> <td>旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕</td> <td>旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。</td> </tr> </tbody> </table>	例	先進地例	選定の形態		・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。		・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕	旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。		・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。
例	先進地例	選定の形態																							
	・中巨摩郡白根町大字飯野 南アルプス市飯野 〔山梨県南アルプス市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。																							
	・埴科郡戸倉町大字千本柳 千曲市大字千本柳 〔長野県千曲市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。																							
	・勢多郡粕川村大字中之沢 前橋市粕川町中之沢 〔前橋市〕	旧市町村の名称をそのまま町名として新市の名称に続け、大字名を「大字」の字句を削除した形で加える。																							
例	先進地例	選定の形態																							
	・和賀郡和賀町大字岩崎新田 北上市和賀町大字岩崎新田 〔岩手県北上市〕	例の「大字」の字句を削除しない形とする。																							
	・佐渡郡新穂村大字瓜生屋 佐渡市新穂瓜生屋 〔新潟県佐渡市〕	旧市町村の名称を従前の大字の前につけ大字名とする。但し、「大字」の字句は削除。																							
	・勢多郡大胡町大字河原浜 前橋市河原浜町 〔前橋市〕	旧市町村の名称を残さず、新市の名称に続き、大字名を「大字」の字句を削除した形で町名として加える。																							

協議項目	10 町名、字名の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
5 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p>	<p>町・字名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>	<p>(1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。 また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。</p>	<p>町の名称については、大川郡引田町、同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称については、現行のとおりとする。 字の区域については、新市において調整するものとする。</p>	<p>町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。</p>	

住所の表示変更により必要となる手続き等について

不動産等登記(法務局)関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
土地・建物など不動産を持っている人	土地及び建物登記簿の所在	不動産所在地の法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。
	土地及び建物登記簿等の所有者名義人の住所(抵当権者、仮登記権利者等を含む)	不動産所在地の法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。(合併前の市町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」があり、旧市町村を「市」と読み替えます。なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。(変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
会社・法人等を経営している人及び役員	会社・法人の本店・本社の所在	本店等、支店及び主たる事務所の所在地を管轄する法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。(支店・支社については「みなし規定」を適用)
	会社・法人の代表者・役員等の住所	本店等、支店及び主たる事務所の所在地を管轄する法務局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。(合併前の市町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」があり、旧市町村を「市」と読み替えます。なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書(無料)を登記申請書に添付して登記することができます。(変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)

健康保険・年金関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	社会保険事務所・各町役場年金係	原則として住所変更の手続きは必要ありません。
健康保険証	左記保険等の加入者	保険者(役場・会社)	国民健康保険加入の方については、合併後に新しい国民健康保険証が交付されます。社会保険加入の方は、事業主または本人で訂正をしていただきます。

自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係(1)

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	管轄の警察署または運転免許センター	本籍及び住所を直ちに変更する必要はありません。次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。なお、更新の前に住所等の変更を希望される方は、住所を管轄する警察署、または運転免許センターで、本籍地または住所地が変更されたことが確認できる書類(新市で発行する変更証明書(無料)等)を持参のうえ、手続きを行ってください。
自動車検査証	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	管轄の軽自動車検査協会の事務所	住所変更の手続きは必要ありません。
	二輪の軽自動車(126cc~250cc)、二輪の小型自動車(250cc以上)及び普通自動車の各使用者・所有者	管轄の運輸局の支局	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、移転・抹消及び登録変更等の登録手続きを行う場合は、市が発行する変更証明書(無料)が必要です。

自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係(2)

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
銃砲刀剣類所持許可証、金属くず類回収業者許可証、風俗営業許可証、古物営業許可証、質屋営業許可証、警備業認定証、警備員指導教育責任資格者証、自動車運転代行業認定証など	左記許可証・資格者証をお持ちの方	管轄の警察署	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される場合は、住所地や営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識をお持ちの方	各町役場税務課	住所変更の手続きは必要ありません。現在交付された標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。

各種営業許可・免許・資格証明関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
営業施設の住所・所在地の変更	営業施設の許可等を受けている方	管轄の保健所	理容業・美容業・旅館業・公衆浴場・興業場・クリーニング業の住所・所在地の変更手続きは必要ありません。
食品関係の営業	食品関係営業を行っている方	管轄の保健所	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、食品衛生法に基づく食品の表示にあっては、合併の日から新しい住居表示による表示が必要です。
労働安全衛生法による免許証、技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	管轄の労働局	住所変更の手続きは必要ありません。
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方		住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みすると旅券(パスポート)が無効となりますので、ご注意ください。
	旅券(パスポート)を申請される方		旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名など記載内容に変更がある場合は変更後のものを取得してください。

金融機関関係

件名	対象者等	関係機関	手続きについて
預金通帳・定期預金証書等	左記預金者等	各金融機関	一般的には住所変更の手続きは必要ありません。ただし、法人等で名義に使用されている名称が変更される場合(例: 支店 支店)は、別途手続きが必要です。
クレジットカード	左記カードの所有者	クレジット会社	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。
有価証券・保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・傷害保険等の加入者	各規約等に定めのある窓口	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。

その他

- ・看板等の表示変更
- ・製造品、包装紙等の住所表示変更
- ・道路標識の変更

協議項目	14	条例、規則等の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針	条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。						
現況							調整理由・課題
1 市町村例規集掲載の現況							<p>【調整理由】 新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例・規則等は失効する。このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として新市において新たに制定し施行する必要がある。</p> <p>【課題】 各市町村の例規集に掲載されていない要綱、規約等も同様に整備する必要がある。</p>
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
条例	178	135	151	155	146	135	900
規則(細則含む)	204	104	106	110	119	101	744
その他	96	45	30	62	110	69	412
計	478	284	287	327	375	305	2,056
<p>*平成15年9月1日現在の各市町村例規集掲載数です。 *その他とは、規程、要綱、規約等を集約しています。</p> <p>【関係法令】 地方自治法(抄) (規則) 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 2項省略</p> <p>(専決処分) 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2項、3項省略</p> <p>地方自治法施行令(抄) (長の職務を暫定的に行う者) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 2項、3項省略</p> <p>(条例・規則の暫定的施行) 第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>							

協議項目	14 条例、規則等の取扱いに関すること	関係項目	
現		況	
【施行の方法による区分】			調整理由・課題
6市町村において施行している条例	<p>専決処分する条例</p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 制定手続きによる分類</p> <p>1) 条例... 制定権者(市長職務執行者)の専決処分により、即時制定し施行する。 (地方自治法第179条第1項)</p> <p>2) 規則等... 制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。 (地方自治法第15条第1項)</p>	<p>新市制度として専決処分する条例</p> <p>1. 法定により必ず設置するもの、若しくは制定が必要なもの、又はこれらに準ずるもので、市制執行上空白期間の許されないもの</p> <p>2. 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務時間(給与、勤務時間等)に関するもの</p> <p>3. 市民の権利・利益の保護、又は権利の制限若しくは義務を果たすため、空白期間の許されないもの</p> <p>4. 公の施設等の設置・管理に関するもの</p> <p>5. 1市1町4村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの (例: 印鑑登録及び証明に関する条例、手数料条例)</p>	<p>最初の議会</p>
	<p>暫定施行する条例</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。 (地方自治法施行令第3条)</p>	<p>新市発足後も引き続き旧市町村条例を施行する条例</p> <p>1. 条例名は類似しているが、1市1町4村の制度に異差があり、新市設置日において統合が困難なもの</p> <p>2. いずれかの市町村のみの条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの</p> <p>3. 新たに適用されるものではないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの</p>	<p>事務手続き: 旧市町村の区域で引き続き施行するため、旧市町村条例名で告示を行う。</p>
	<p>逐次制定する条例</p>	<p>専決処分になじまない条例</p> <p>市長職務執行者に議案提出権がない条例 (例: 市議会委員会条例、市議会事務局設置条例)</p>	<p>最初の議会 又は、それ以降の議会</p>
<p>新市発足後に逐次制定する条例</p> <p>市長の政策判断に係る条例</p>			

協議項目	14 条例、規則等の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
2 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p>条例・規則等の整備方針 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(区分は省略)</p>	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする</p>	<p>(1) 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>条例・規則等の調整については、事務事業の調整内容に基づきながら、次のように区分し、取り扱うものとする。</p> <p>(1) 条例・規則等の区分 市長職務執行者が新市の発足と同時に専決処分により制定する必要があるもの 新市の発足後、逐次制定していくもの 新市において新たな条例又は規則が制定施行されるまでの間、引き続き施行させることが必要なもの(条例又は規則に限る。)</p> <p>(2) 条例・規則等の取扱い 両市町で同一又は同様の内容となっている条例・規則等については、標準的な事例があればそれに基づき、標準的な事例がなければ両市町いずれかのものを基本として定めるものとする。 両市町のいずれかのみで定めている条例・規則等については、当該条例・規則等の例により定めるものとする。 両市町において内容が異なる条例・規則等については、事務事業の調整内容に沿うものを基本として定めるものとする。</p>	<p>3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町だけに制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p>	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。</p>	

議案第23号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		22	介護保険事業の取扱いに関すること				関係項目	
調整方針		1 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。 なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。 2 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。 なお、納期については、国民健康保険税の納期による。				3 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。 4 介護認定審査会については、合併時に調整する。		
		現				況		調整理由・課題
1 介護保険事業概要								1【調整理由】 ・介護保険事業計画は、原則として、新市において新たに策定する必要があるとされているが、合併時までの実務的な整理が困難であることから、特例措置により、合併後も第2期介護保険事業計画の事業運営期間の終期である平成17年度までの間は、旧市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱ってもよいとされているため。 【課題】 ・次期介護保険事業計画は、平成18～22年度の計画であり、平成17年度中に策定しなければならない。よって、合併の期日等に配慮し、具体的な策定方法について検討していく必要がある。
項目		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
介護保険事業計画	名称	渋川市高齢者保健福祉計画(渋川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画)	伊香保町高齢者保健福祉計画(伊香保町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画)	小野上村老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	子持村老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	赤城村第3期老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	北橋村第3期老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	
	計画期間	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	
	現計画の策定方法	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	
	計画策定体制	・高齢者保健福祉推進協議会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会 ・策定委員会	・計画策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会	
2 介護保険料								2【調整理由】 ・介護保険料及び保険料減免制度は、介護保険事業計画の中で調整され、介護保険条例により設定されていることから、事業計画の特例措置と同様に、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から、同一のものを適用する。 また、納期については、各市町村に差異があるため、国保税の納期に併せて統一する。 【課題】 ・保険料減免制度の基準額の設定については、生活保護基準額を算定基礎に使用しているため、新市における生活保護基準額の決定が必要である。 ・保険料賦課徴収に係る電算システム変更等の調整が必要である。
項目		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
保険料額基準月額(平成15～17年度)		2,865円	2,900円	2,550円	2,800円	2,550円	2,700円	
所得段階別保険料年額	第1段階	17,200円	17,400円	15,300円	16,800円	15,300円	16,200円	
	第2段階	25,800円	26,100円	22,900円	25,200円	23,000円	24,300円	
	第3段階	34,400円	34,800円	30,600円	33,600円	30,600円	32,400円	
	第4段階	43,000円	43,500円	38,200円	42,000円	38,300円	40,500円	
	第5段階	51,600円	52,200円	45,900円	50,400円	45,900円	48,600円	
普通徴収納期		・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(7～2月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 12期(4～3月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 10期(6～3月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(7～2月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 7期(7～1月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(4月・6～12月)	

協議項目	22 介護保険事業の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題
現			況				
3 保険料減免制度							<p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度については、6市町村とも制度は同じであるが、軽減枠の目安が被保険者数の15%程度とされているため、市町村の被保険者の所得バランスにより適用が異なっている。 ・渋川市の例を基準とした場合には、現町村で減額認定されている者が対象外となるケースが生じることから、5町村の例により統一する。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5町村の例を基準とすることにより、対象者が増えることとなり、財政負担増を伴うことが見込まれる。 ・また、軽減対象となる人員や金額は、対象者の収入金額やサービス利用量により変化するため、把握が難しい。 <p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋川広域圏市町村で共同設置のため。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏8市町村うち任意合併協議会に加わっていない2町村への対応が必要である。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
保険料減免制度 (国の条例参考例以外の減免)	<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 	<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 			<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 		
4 給付管理							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
社会福祉法人による利用者負担軽減措置	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 46万円以下</p> <p>補助金：112,580円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：138,000円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：123,013円 (平成14年度実績)</p>	
5 要介護認定							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	

議案第23号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	22	介護保険事業の取扱いに関すること						関係項目																																																																																																																																																															
現				況																																																																																																																																																																			
6 6市町村の介護保険事業の比較(参考資料)																																																																																																																																																																							
(1) 介護保険の被保険者数及び認定者数 第1号被保険者数(65歳以上)及び認定者の状況 65歳以上の人口に対する要介護認定者数の割合(認定率)は、平均で11.6%となっており、概ね高齢者の8.7人に1人が認定を受けている。 (平成15年3月末現在)				(4) 介護保険特別会計 介護保険事業は、特定の収入である保険料や国の負担金を保険給付費にあてることから、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある。このため、介護保険法第3条の規定により、介護保険に関する収入及び支出については、「特別会計」を設けている。																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人)</td> <td>47,783</td> <td>3,814</td> <td>2,179</td> <td>12,333</td> <td>12,575</td> <td>10,278</td> <td>88,962</td> </tr> <tr> <td>高齢化率(%)</td> <td>20.3</td> <td>24.4</td> <td>28.9</td> <td>22.2</td> <td>25.5</td> <td>20.1</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者数(人)</td> <td>9,703</td> <td>932</td> <td>630</td> <td>2,733</td> <td>3,206</td> <td>2,061</td> <td>19,265</td> </tr> <tr> <td>要介護認定者数(人)</td> <td>1,076</td> <td>101</td> <td>85</td> <td>345</td> <td>351</td> <td>268</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1号被保険者(人)</td> <td>1,036</td> <td>96</td> <td>83</td> <td>330</td> <td>332</td> <td>257</td> <td>2,134</td> </tr> <tr> <td> 2号被保険者(人)</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td> 要支援(人)</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>27</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td> 要介護1(人)</td> <td>324</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>85</td> <td>103</td> <td>77</td> <td>639</td> </tr> <tr> <td> 要介護2(人)</td> <td>203</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>82</td> <td>69</td> <td>51</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td> 要介護3(人)</td> <td>134</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>42</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td> 要介護4(人)</td> <td>143</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td> 要介護5(人)</td> <td>172</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>75</td> <td>79</td> <td>36</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>認定率(%)</td> <td>11.1</td> <td>10.8</td> <td>13.5</td> <td>12.6</td> <td>10.9</td> <td>13.0</td> <td>11.6</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	人口(人)	47,783	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,962	高齢化率(%)	20.3	24.4	28.9	22.2	25.5	20.1	21.7	第1号被保険者数(人)	9,703	932	630	2,733	3,206	2,061	19,265	要介護認定者数(人)	1,076	101	85	345	351	268	2,226	内訳								1号被保険者(人)	1,036	96	83	330	332	257	2,134	2号被保険者(人)	40	5	2	15	19	11	92	要支援(人)	100	9	4	22	24	27	186	要介護1(人)	324	25	25	85	103	77	639	要介護2(人)	203	17	24	82	69	51	446	要介護3(人)	134	19	9	42	32	35	271	要介護4(人)	143	13	13	39	44	42	294	要介護5(人)	172	18	10	75	79	36	390	認定率(%)	11.1	10.8	13.5	12.6	10.9	13.0	11.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度決算額(千円)</td> <td>1,785,790</td> <td>183,826</td> <td>110,087</td> <td>546,545</td> <td>502,960</td> <td>396,807</td> <td>3,526,015</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>184</td> <td>197</td> <td>175</td> <td>200</td> <td>157</td> <td>193</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>平成15年度当初予算額(千円)</td> <td>1,931,908</td> <td>146,499</td> <td>132,427</td> <td>539,299</td> <td>600,000</td> <td>448,597</td> <td>3,798,730</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>199</td> <td>157</td> <td>210</td> <td>197</td> <td>187</td> <td>218</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	平成14年度決算額(千円)	1,785,790	183,826	110,087	546,545	502,960	396,807	3,526,015	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	184	197	175	200	157	193	183	平成15年度当初予算額(千円)	1,931,908	146,499	132,427	539,299	600,000	448,597	3,798,730	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	199	157	210	197	187	218	197
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
人口(人)	47,783	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,962																																																																																																																																																																
高齢化率(%)	20.3	24.4	28.9	22.2	25.5	20.1	21.7																																																																																																																																																																
第1号被保険者数(人)	9,703	932	630	2,733	3,206	2,061	19,265																																																																																																																																																																
要介護認定者数(人)	1,076	101	85	345	351	268	2,226																																																																																																																																																																
内訳																																																																																																																																																																							
1号被保険者(人)	1,036	96	83	330	332	257	2,134																																																																																																																																																																
2号被保険者(人)	40	5	2	15	19	11	92																																																																																																																																																																
要支援(人)	100	9	4	22	24	27	186																																																																																																																																																																
要介護1(人)	324	25	25	85	103	77	639																																																																																																																																																																
要介護2(人)	203	17	24	82	69	51	446																																																																																																																																																																
要介護3(人)	134	19	9	42	32	35	271																																																																																																																																																																
要介護4(人)	143	13	13	39	44	42	294																																																																																																																																																																
要介護5(人)	172	18	10	75	79	36	390																																																																																																																																																																
認定率(%)	11.1	10.8	13.5	12.6	10.9	13.0	11.6																																																																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
平成14年度決算額(千円)	1,785,790	183,826	110,087	546,545	502,960	396,807	3,526,015																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	184	197	175	200	157	193	183																																																																																																																																																																
平成15年度当初予算額(千円)	1,931,908	146,499	132,427	539,299	600,000	448,597	3,798,730																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	199	157	210	197	187	218	197																																																																																																																																																																
(2) 介護サービス受給者数 居宅介護(支援)サービス受給者数(人) (平成15年3月末現在)				(5) 介護保険介護給付費準備基金 給付費の変動に対処するため、黒字額を介護給付費準備基金として積み立てている。 (平成14年度実績分積立後)																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>619</td> <td>31</td> <td>58</td> <td>161</td> <td>176</td> <td>157</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	第1号被保険者	619	31	58	161	176	157	1,202	第2号被保険者	29	2	1	12	12	5	61	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金総額(千円)</td> <td>147,051</td> <td>20,003</td> <td>15,385</td> <td>0</td> <td>54,855</td> <td>41,913</td> <td>279,207</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	基金総額(千円)	147,051	20,003	15,385	0	54,855	41,913	279,207	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	15	21	24	0	17	20	15																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
第1号被保険者	619	31	58	161	176	157	1,202																																																																																																																																																																
第2号被保険者	29	2	1	12	12	5	61																																																																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
基金総額(千円)	147,051	20,003	15,385	0	54,855	41,913	279,207																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	15	21	24	0	17	20	15																																																																																																																																																																
施設介護サービス受給者数(人) (平成15年3月末現在)																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>149</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>41</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>111</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>41</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>276</td> <td>30</td> <td>11</td> <td>93</td> <td>76</td> <td>61</td> <td>547</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	介護老人福祉施設	149	16	5	41	24	19	254	介護老人保健施設	111	11	4	41	48	41	256	介護療養型医療施設	16	3	2	11	4	1	37	計	276	30	11	93	76	61	547																																																																																																																												
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
介護老人福祉施設	149	16	5	41	24	19	254																																																																																																																																																																
介護老人保健施設	111	11	4	41	48	41	256																																																																																																																																																																
介護療養型医療施設	16	3	2	11	4	1	37																																																																																																																																																																
計	276	30	11	93	76	61	547																																																																																																																																																																
(3) 保険給付費等の状況 保険給付は、身体や精神の状態により要介護又は要支援と認定された者が、サービスを利用した場合に給付する。 (平成14年度実績)																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険給付費総額(千円)</td> <td>1,692,593</td> <td>148,625</td> <td>89,912</td> <td>525,690</td> <td>478,740</td> <td>364,102</td> <td>3,299,662</td> </tr> <tr> <td>受給者延べ人数(人)</td> <td>10,692</td> <td>688</td> <td>672</td> <td>3,114</td> <td>3,191</td> <td>2,552</td> <td>20,909</td> </tr> <tr> <td>1人当たり平均給付額(千円/人)</td> <td>158</td> <td>216</td> <td>134</td> <td>169</td> <td>150</td> <td>143</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	保険給付費総額(千円)	1,692,593	148,625	89,912	525,690	478,740	364,102	3,299,662	受給者延べ人数(人)	10,692	688	672	3,114	3,191	2,552	20,909	1人当たり平均給付額(千円/人)	158	216	134	169	150	143	158																																																																																																																																				
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
保険給付費総額(千円)	1,692,593	148,625	89,912	525,690	478,740	364,102	3,299,662																																																																																																																																																																
受給者延べ人数(人)	10,692	688	672	3,114	3,191	2,552	20,909																																																																																																																																																																
1人当たり平均給付額(千円/人)	158	216	134	169	150	143	158																																																																																																																																																																

協議項目	22	介護保険事業の取扱いに関すること	関係項目	調整理由・課題																																																											
		現	況																																																												
<p>7 介護保険制度について</p> <p>介護保険制度は、高齢化の進展とともに、介護を必要とする人が増加する一方で、核家族化などにより家族の介護力が低下していることなどから、社会全体で介護を支えるシステムである。</p> <p>【介護保険制度の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)保険者</td> <td colspan="2">市町村(複数市町村による広域的な取り組みも可)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)被保険者と保険料</td> <td>第1号被保険者(65歳以上)</td> <td>・所得段階別の保険料を負担する ・年金からの特別徴収(天引き)又は普通徴収</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)</td> <td>・医療保険で定める額を負担する ・医療保険の保険料と一括して徴収</td> </tr> <tr> <td>(3)要介護認定</td> <td colspan="2">・介護サービスを受けるには、市町村に申請して要介護認定を受ける。 ・第2号被保険者は、老化による病気(特定疾病)が原因の場合に限る。 ・認定は、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の6段階。 ・審査や判定は、全国一律の基準が用いられる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4)保険給付(介護サービス)</td> <td>居宅サービス</td> <td>介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン作成等のマネジメントを行い、複数のサービスを組み合わせて提供する。(訪問介護、訪問看護、通所介護など)</td> </tr> <tr> <td>施設サービス</td> <td>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)介護老人保健施設、介護療養型医療施設へ入所しての介護サービス</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(5)サービス提供者</td> <td>居宅サービス</td> <td>サービス種類ごとに都道府県の指定を受けた事業所(指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者)。ケアプラン作成等のマネジメントは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する。</td> </tr> <tr> <td>施設サービス</td> <td>都道府県の指定・許可を受けた介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6)介護保険の財源(利用者負担を除く)</td> <td>保険料(給付費の50%)</td> <td>第1号被保険者の保険料(18%) 第2号被保険者の保険料(32%)(介護給付費交付金)</td> </tr> <tr> <td>公費(給付費の50%)</td> <td>国の負担金(25%) 県の負担金(12.5%) 市町村の負担金(12.5%)</td> </tr> <tr> <td>(7)介護保険事業計画</td> <td colspan="2">3年ごとに5年間のサービス必要量と供給量等の計画を策定し、サービスの基盤整備及び保険料算定の基礎等とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(8)国・県以外の保険運営の支援体制</td> <td>医療保険者</td> <td>介護給付費納付金(第2号保険料)の納付</td> </tr> <tr> <td>年金保険者</td> <td>第1号被保険者の保険料を年金から天引き・納入</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険団体連合会</td> <td>介護給付費の審査・支払事務、苦情処理業務、保険者事務共同処理等</td> </tr> <tr> <td>社会保険診療報酬支払基金</td> <td>医療保険者からの介護給付費納付金の徴収、市町村への介護給付費交付金(第2号保険料)の交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>【所得段階別保険料率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>保 険 料 率</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.5</td> <td>市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>市町村民税世帯非課税の方</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額</td> <td>本人が市町村民税非課税の方</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額×1.25</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満の方</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>基準額×1.5</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上の方</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	内 容		(1)保険者	市町村(複数市町村による広域的な取り組みも可)		(2)被保険者と保険料	第1号被保険者(65歳以上)	・所得段階別の保険料を負担する ・年金からの特別徴収(天引き)又は普通徴収	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)	・医療保険で定める額を負担する ・医療保険の保険料と一括して徴収	(3)要介護認定	・介護サービスを受けるには、市町村に申請して要介護認定を受ける。 ・第2号被保険者は、老化による病気(特定疾病)が原因の場合に限る。 ・認定は、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の6段階。 ・審査や判定は、全国一律の基準が用いられる。		(4)保険給付(介護サービス)	居宅サービス	介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン作成等のマネジメントを行い、複数のサービスを組み合わせて提供する。(訪問介護、訪問看護、通所介護など)	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)介護老人保健施設、介護療養型医療施設へ入所しての介護サービス	(5)サービス提供者	居宅サービス	サービス種類ごとに都道府県の指定を受けた事業所(指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者)。ケアプラン作成等のマネジメントは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する。	施設サービス	都道府県の指定・許可を受けた介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	(6)介護保険の財源(利用者負担を除く)	保険料(給付費の50%)	第1号被保険者の保険料(18%) 第2号被保険者の保険料(32%)(介護給付費交付金)	公費(給付費の50%)	国の負担金(25%) 県の負担金(12.5%) 市町村の負担金(12.5%)	(7)介護保険事業計画	3年ごとに5年間のサービス必要量と供給量等の計画を策定し、サービスの基盤整備及び保険料算定の基礎等とする。		(8)国・県以外の保険運営の支援体制	医療保険者	介護給付費納付金(第2号保険料)の納付	年金保険者	第1号被保険者の保険料を年金から天引き・納入	国民健康保険団体連合会	介護給付費の審査・支払事務、苦情処理業務、保険者事務共同処理等	社会保険診療報酬支払基金	医療保険者からの介護給付費納付金の徴収、市町村への介護給付費交付金(第2号保険料)の交付	段 階	保 険 料 率	対 象 者	第1段階	基準額×0.5	市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方	第2段階	基準額×0.75	市町村民税世帯非課税の方	第3段階	基準額	本人が市町村民税非課税の方	第4段階	基準額×1.25	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満の方	第5段階	基準額×1.5	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上の方
区 分	内 容																																																														
(1)保険者	市町村(複数市町村による広域的な取り組みも可)																																																														
(2)被保険者と保険料	第1号被保険者(65歳以上)	・所得段階別の保険料を負担する ・年金からの特別徴収(天引き)又は普通徴収																																																													
	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)	・医療保険で定める額を負担する ・医療保険の保険料と一括して徴収																																																													
(3)要介護認定	・介護サービスを受けるには、市町村に申請して要介護認定を受ける。 ・第2号被保険者は、老化による病気(特定疾病)が原因の場合に限る。 ・認定は、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の6段階。 ・審査や判定は、全国一律の基準が用いられる。																																																														
(4)保険給付(介護サービス)	居宅サービス	介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン作成等のマネジメントを行い、複数のサービスを組み合わせて提供する。(訪問介護、訪問看護、通所介護など)																																																													
	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)介護老人保健施設、介護療養型医療施設へ入所しての介護サービス																																																													
(5)サービス提供者	居宅サービス	サービス種類ごとに都道府県の指定を受けた事業所(指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者)。ケアプラン作成等のマネジメントは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する。																																																													
	施設サービス	都道府県の指定・許可を受けた介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設																																																													
(6)介護保険の財源(利用者負担を除く)	保険料(給付費の50%)	第1号被保険者の保険料(18%) 第2号被保険者の保険料(32%)(介護給付費交付金)																																																													
	公費(給付費の50%)	国の負担金(25%) 県の負担金(12.5%) 市町村の負担金(12.5%)																																																													
(7)介護保険事業計画	3年ごとに5年間のサービス必要量と供給量等の計画を策定し、サービスの基盤整備及び保険料算定の基礎等とする。																																																														
(8)国・県以外の保険運営の支援体制	医療保険者	介護給付費納付金(第2号保険料)の納付																																																													
	年金保険者	第1号被保険者の保険料を年金から天引き・納入																																																													
	国民健康保険団体連合会	介護給付費の審査・支払事務、苦情処理業務、保険者事務共同処理等																																																													
	社会保険診療報酬支払基金	医療保険者からの介護給付費納付金の徴収、市町村への介護給付費交付金(第2号保険料)の交付																																																													
段 階	保 険 料 率	対 象 者																																																													
第1段階	基準額×0.5	市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方																																																													
第2段階	基準額×0.75	市町村民税世帯非課税の方																																																													
第3段階	基準額	本人が市町村民税非課税の方																																																													
第4段階	基準額×1.25	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満の方																																																													
第5段階	基準額×1.5	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上の方																																																													
<p>【関係法令】 介護保険法(抄)</p> <p>(保険者) 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険をおこなうものとする。</p> <p>(被保険者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区が行う介護保険の被保険者となる。 (1)市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。) (2)市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)</p> <p>(市町村介護保険事業計画) 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (2)前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 (3)指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項 (4)その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって、要介護支援者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれるものでなければならない。 (5～7省略)</p> <p>(保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込みに基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。</p>																																																															

協議項目	22 介護保険事業の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
8 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>介護保険制度の中で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1. 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。</p> <p>2. 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p>	<p>介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。</p>	<p>1. 介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。</p> <p>2. 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。</p> <p>3. 基金は、合併時に全額を持ち寄る。</p> <p>4. 介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。</p> <p>5. 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとし、介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	か ほ く 市	
<p>介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。</p> <p>なお、玄海町は合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。保険料の賦課期日については、両市町に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。</p>	<p>1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 要介護認定・要支援認定にかかわる事務 認定調査については、選任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。</p> <p>3. 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。ただし、短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。</p> <p>4. 保健福祉事業にかかわる事務については、3町とも実施していないが、介護保険事業計画策定時に検討する。</p> <p>5. 市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新町に引き継ぐ。</p> <p>6. 保険料の徴収にかかわる事務 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度より新保険料を設定する。 第1号被保険者の普通徴収期については、現行のとおり、国民健康保険税の納期と同一とする。</p> <p>7. 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>8. 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>9. その他 事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。</p>	<p>1. 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。</p> <p>2. 市町村介護保険事業計画については、合併時に策定する。</p> <p>3. 介護保険料率については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料率を算定し統一する。</p> <p>4. 普通徴収に係る納期については、第1期を7月とし2月までの8期に調整する。</p> <p>5. 保険料減免制度については、七塚町の例による。</p> <p>6. 介護保険サービス利用料助成については、七塚町の例による。</p>	

議案第24号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	23	消防団の取扱いに関すること					関係項目
調整方針	1 消防団は、合併時に統合する。 2 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。						
現況							調整理由・課題
1 消防団の現況							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・ 合併し、市が広範囲になるが、消防の必要性に変化はなく、現状で各地域に配属しておく必要がある。 また、命令系統を円滑にする必要性から、合併時に新たに組織を統合する必要がある。 【課題】 ・ 役場職員で組織する分団の取扱い、女性団員の取扱い、ラッパ隊の取扱い、昼間時間員の取扱いを検討する必要がある。
(1)分団数、定員	・分団数 8分団及び3班 ・定員 160人 ・現員 158人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 128人 ・現員 114人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 3分団 ・定員 60人 ・現員 57人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 118人 ・現員 106人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 130人 ・現員 130人 ・団長任期 2年 ・改選 平成15年	・分団数 3分団 ・定員 92人 ・現員 91人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	
(2)報酬・階級【H15予算額】	・報酬(年額) 団長 403,000円 副団長 287,000円 分団長 201,000円 副分団長 163,000円 班長 64,000円 団員 47,000円	・報酬(年額) 団長 260,000円 副団長 163,000円 本部部长 150,000円 分団長 139,000円 副分団長 80,000円 部長 70,000円 班長 60,000円 団員 30,000円	・報酬(年額) 団長 181,700円 副団長 96,800円 ラッパ長 83,800円 分団長 83,800円 副分団長 51,900円 ポンプ班長 49,600円 班長 40,100円 団員 20,100円	・報酬(年額) 団長 265,000円 副団長 170,000円 分団長 130,000円 副分団長 75,000円 部長 60,000円 ポンプ班長 55,000円 班長 48,000円 団員 30,000円	・報酬(年額) 団長 319,000円 副団長 194,000円 ラッパ長 146,000円 副ラッパ長 88,000円 分団長 146,000円 副分団長 88,000円 班長 50,000円 機関員 83,000円 団員 40,000円	・報酬(年額) 団長 320,000円 副団長 190,000円 ラッパ長 150,000円 副ラッパ長 89,000円 分団長 150,000円 副分団長 89,000円 部長 62,000円 班長 53,000円 団員 42,000円 団員(昼間時) 20,000円	
(3)出動手当	なし	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,500円 警戒 1,500円 訓練 1,500円 捜索 1,500円	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,600円 警戒 1,600円 訓練 1,600円 その他 1,600円	・出動手当等(1回1人) 水火災 2,000円 警戒 1,600円 訓練 1,600円 その他 1,600円	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,500円 警戒 1,500円 訓練 1,500円 年間定額(14,000円)	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,300円 警戒 1,300円 訓練 1,300円 13回限度16,900円	
(4)行事	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒 春秋模擬火災訓練	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 模擬火災訓練 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒 水難訓練	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末夜警	
(5)任用条件	・分団の受持区域に居住する18歳以上の者 ・素行善良、身体強健であって、団員として適切な者 ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号の1に該当しない者(条例による)	・年齢18歳以上60歳以下の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者(条例による)	・消防団の区域内に住居し又は勤務する者 ・18歳以上の者 ・志操堅固で身体強健な者(条例による)	・子持村に居住し、又は勤務する者で、年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 ・その他団長が特に必要と認める者(条例による)	・赤城村に居住し、又は勤務する者で、年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 ・その他団長が特に必要と認める者(条例による)	・北橋村に居住する者 ・18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者(条例による)	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		23 消防団の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題																																																												
現				況																																																																
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																																														
(6) 消防運営交付金・協力金等 【H15予算額】	・消防団運営交付金 3,344,000円	・消防運営交付金 本部 130,000円 ・消防関係委託料 分団 分団割320,000円 但し5個分団分 世帯割164,000円 但し5個分団分 分団割450,000円 但し5個分団分及び本部 ・ポンプ管理業務委託料 116,000円 但し5個分団9ポンプ分	・消防団運営交付金 2,517,500円	・消防団運営委託料 団本部 400,000円 分団 3,955,200円 38,400円/1人当たり	・消防団運営委託料 団本部 950,000円	・消防団運営交付金 本部 1,270,000円 分団 1,305,000円 ・ポンプ操法 交付金 330,000円 ・消防団活性化事業交付金 200,000円 ・地区防災組織活動補助金 800,000円																																																														
(7) 退職報奨金制度	<p>・渋川市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例 退職報奨金支給額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>3年以上 5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>91,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>86,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>76,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>66,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5年以上については、群馬県市町村総合事務組合と同様である。</p>	階級	3年以上 5年未満	団長	121,000円	副団長	96,000円	分団長	91,000円	副分団長	86,000円	班長	76,000円	団員	66,000円	<p>・群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>187,000円</td> <td>292,000円</td> <td>407,000円</td> <td>542,000円</td> <td>727,000円</td> <td>927,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>177,000円</td> <td>277,000円</td> <td>377,000円</td> <td>482,000円</td> <td>657,000円</td> <td>857,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>167,000円</td> <td>262,000円</td> <td>357,000円</td> <td>457,000円</td> <td>607,000円</td> <td>797,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>162,000円</td> <td>247,000円</td> <td>332,000円</td> <td>422,000円</td> <td>572,000円</td> <td>757,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>152,000円</td> <td>227,000円</td> <td>302,000円</td> <td>382,000円</td> <td>512,000円</td> <td>682,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>142,000円</td> <td>212,000円</td> <td>282,000円</td> <td>357,000円</td> <td>467,000円</td> <td>637,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	927,000円	副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	857,000円	分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	797,000円	副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	757,000円	班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	682,000円	団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	637,000円			
階級	3年以上 5年未満																																																																			
団長	121,000円																																																																			
副団長	96,000円																																																																			
分団長	91,000円																																																																			
副分団長	86,000円																																																																			
班長	76,000円																																																																			
団員	66,000円																																																																			
階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																														
団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	927,000円																																																														
副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	857,000円																																																														
分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	797,000円																																																														
副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	757,000円																																																														
班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	682,000円																																																														
団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	637,000円																																																														
(8) 消防賞じゅつ金制度	<p>・渋川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円</p>	<p>・群馬県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金条例 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円</p>																																																																		

協議項目	23 消防団の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>消防組織法(抜粋)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。</p> <p>第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。 第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定員は、条例で定める。 第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。 第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。 第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。 第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p>			
2 先進地事例			
<p>西 東 京 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 	<p>さいたま市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。 	<p>さぬき市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。 	
<p>篠山市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。 	<p>東かがわ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称、区域については、合併時に統合する。 任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、調整し新町に引き継ぐ。 現に引田町、白鳥町及び大内町の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新町に引き継ぐ。 出動指令体制は、合併時に統合する。 消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。 消防施設整備については、新町において調整する。 私設消防組等の取扱いについては現行どおり、新町に引き継ぐ。 	<p>山県市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。 	

協議項目		24-3 納税関係の取扱い	関係項目			
調整方針		1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時までに廃止する方向で調整する。 2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。 3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。				
現況						調整理由・課題
1 納税の奨励						1【調整理由】 ・納税組合奨励事業は、渋川市のみで実施しているが納税組合所期の目的が達成されたことから、平成16年度中に事業の廃止等について検討を行うため。 2【調整理由】 ・6市町村で相違しているため、現状の金融機関等で調整する。 【課題】 ・金融機関等との調整が必要となる。 3【調整理由】 ・収納及び徴収体制は、6市町村で相違しているため、新市においても引き続き収納率の向上を図るための体制が必要となる。 【課題】 ・全庁体制による特別滞納整理に取り組む場合、職員への啓発等が必要となる。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	
(1) 納税組合報奨金等	組合に対して交付 【H15.4現在】 市税普通税 ・取扱奨励費 納付した納付書1枚 ……100円 ・組合員加入奨励金 1世帯 ……300円 ・優良納税組合特別奨励金 完納組合(100%) ……1,000円 (ただし過去5年間完納 の場合は2,000円加算) 準完納組合(98%以上) ……500円 ・組合事務取扱費 組合事務費(均等割) 1組合…3,000円 組合事務費(取扱員数割) 完納組合(100%) 1人 ……30円 準完納組合(98%以上) 1人 ……25円 その他組合 1人 ……20円 国民健康保険税 ・取扱奨励費 納付した納付書1枚 ……100円 ・優良納税組合特別奨励金 完納組合(100%) ……1,000円 (ただし過去5年間完納 の場合は2,000円加算) 準完納組合(98%以上) ……500円 ・組合事務取扱費 組合事務費(取扱員数割) 完納組合(100%) 1人 ……30円 準完納組合(98%以上) 1人 ……25円 その他組合 1人 ……20円	該当なし	平成15年度より廃止	該当なし	該当なし	該当なし

議案第25号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-3 納税関係の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2) 優良納税組合表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・優良納税組合 (5年連続完納毎に) ・完納納税組合 (1年完納毎に) ・準完納納税組合 (収納率98%以上1年毎に) ・優良納税組合員 (納税組合長連続10年) 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
2 口座振替							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 口座振替金融機関等	群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、足利銀行、東和銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、利根郡信用金庫、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、足利銀行、東和銀行、かみつけ信用組合、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、東和銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、郵便局	群馬銀行、足利銀行、東和銀行、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、かみつけ信用組合、北群渋川農業協同組合、郵便局	群馬銀行敷島、渋川支店、赤城橋農業協同組合、かみつけ信用組合赤城支店、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、赤城橋農業協同組合、足利銀行、東和銀行、かみつけ信用組合、郵便局	
(2) 口座振替手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件7.35円 (消費税を含む) ・農協 1件7.35円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	
3 市町村税等の収納及び徴収体制							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
収納・徴収体制	<ul style="list-style-type: none"> ・延長窓口開設 (毎週金曜日午後7時まで) ・全庁体制による特別滞納整理 (4月・11・12月) ・出納閉鎖期滞納整理強化月間 (5月) ・催告書一斉発送 (12月・4月) ・収納嘱託員制度 (14・15年度は2人任用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三役、税務担当課長による特別滞納整理 (11月・12月) ・出納閉鎖期間滞納整理強化月間 (3月・5月) ・催告書一斉発送 (8月・3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末、出納閉鎖期特別滞納整理 (3月・5月) ・催告書の一斉発送 (9月・1月) ・夜間訪問徴収 (随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納閉鎖期、年末滞納整理 (5月・12月) ・税務課職員による滞納整理 (年間) ・課長補佐以上体制による滞納整理 (1月～3月) ・窓口受付 (随時) ・催告書一斉発送 (5月・12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2課合同体制による滞納整理 ・催告書一斉発送 (5・9・12・2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3課合同体制による日曜納税窓口 ・滞納整理 (5月・9月・12月) ・出納閉鎖期滞納整理強化月間 (5月) ・催告書一斉発送 (4・6・8・10・12・2月) 	

協議項目	24-3 納税関係の取扱い	関係項目	
現		況	
			調整理由・課題
<p>【関係法令】 納税貯蓄組合法 (抜粋) (目的) 第 1 条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織されるその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もって租税の容易かつ確実な納付に資せしめることを目的とする。 (補助金の交付) 第 10 条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。ただし、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。</p>			
4 先進地事例			
<p>篠山市</p> <p>納税奨励金及び町税取扱報償金については、合併時に廃止するものとする。 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。 督促手数料については、篠山市の例による。</p>	<p>さぬき市</p> <p>納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。 督促手数料については、現行のとおりとする。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。 納期前に納付した税額の 100 分の 1 に、納期前に係る月数 (第 1 期の納期の末日に納付があったものとみなして計算した月数 (1 月未満の端数がある場合は、14 日以下は切り捨て、15 日以上は 1 月)) を乗じて得た額とする。ただし、第 1 期の納期前に、第 1 期分とあわせて第 2 期から第 4 期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。 (第 2 期前納税額の 1%、第 3 期前納税額の 3%、第 4 期前納税額の 6%) 報奨金の額が 100 円未満の場合は交付しない。 また、100 円に満たない端数を生じた場合は、切り捨てる。 第 1 期の納付内に、第 1 期分とあわせて第 2 期から第 4 期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。</p>	
<p>あさぎり町</p> <p>納税貯蓄組合については廃止する。</p>	<p>加美町</p> <p>納税貯蓄組合への補助金等については、合併後 2 年を目途に納税貯蓄組合法の規定に則り調整し、統一する。</p>	<p>丹波市 (H16 合併予定)</p> <p>納期前納付報奨金の交付率は 0.3 / 100 とする。ただし、合併後において 16 年度は旧町の取扱いによる。 納付方法は直接納付及び口座振替とする。</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-6	広報広聴の取扱い					関係項目
調整方針	1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」「グラフしづかわ」「ふるさと通信」「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。 2 住民の声制度については、新市において調整する。 3 表彰制度については、新市において調整する。						
現 況							調整理由・課題
1 広報関係							1【調整理由】 ・ 広報紙の発行は、きめ細かい情報の提供と開かれた市政を目指して、毎月2回の発行とする。 【課題】 ・ 発行日、編集方針、発行部数、配布方法(経費)、配布先等について調整するとともに、従来のチラシ等による周知から広報掲載による周知への転換の検討が必要である。また、インターネットによる広報も合わせて検討が必要である。 2【調整理由】 ・ 住民の声制度は、住民の声を行政へ反映させるため、各市町村で各種制度を設けているが、それらを基本として新市において調整する。 3【調整理由】 ・ 表彰制度は、各市町村で制度制定の経緯等があり、引き続き新市においても制度を継続するため、新市において調整する。 【課題】 ・ 新市での制度化にあたっては、制定の方法(条例、規程、要綱等)、推挙・選考方法等について検討する必要がある。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)広報紙の発行	広報しづかわ ・ 18,000部(配布部数) ・ 毎月1、15日発行 ・ 自治会に配布委託	広報いかほ ・ 1,633部(配布部数) ・ 毎月1日発行 ・ 区長経由で配布 広報アンテナ ・ 毎月1日・15日各課応援職員による綴じ込み。 ・ 行政区長等へ配布。区長等～各組長～各世帯へ	村報おのがみ ・ 620部(配布部数) ・ 毎月15日発行 ・ 総代を通じて每户配布	広報こもち ・ 3,600部(配布部数) ・ 毎月第1金曜日発行 ・ 自治会を通じ配布 広報こもち・くらしの情報 ・ 毎月第3金曜日発行 ・ 自治会を通じ配付	広報あかぎ ・ 3,559部(配布部数) ・ 毎月15日発行 ・ 各行政区長を通じて每户配布	広報たちばな ・ 2,800部(配布部数) ・ 毎月1回10日頃発行 ・ 区長経由で配布	
(2)その他の広報	市勢要覧 ・ 4,000部作成 ・ 4年に1回作成 ・ 対外PRに郵送、持参 グラフしづかわ ・ 18,000部作成 ・ 2年に1回発行 ・ 自治会に配布依頼 ふるさと通信 ・ 1,200部作成 ・ 年2回発行 ・ 県外関係者へ郵送 市民便利帳 ・ 20,000部作成 ・ 約6年に1回作成 ・ 自治会に配布委託 市ホームページ	町勢要覧 ・ ページ差し替え方式で作成、内容変更発生の都度該当ページ単位で調製 町ホームページ	村勢要覧作成 ・ 2,000部作成 ・ 4年に1回作成 ・ 村全世帯及び行政関係機関などに配布 村ホームページ	村勢要覧 ・ 2,000部作成 ・ 4年に1回作成 ・ 対外PRに郵送、持参など 村ホームページ くらしのカレンダー	村勢要覧 ・ 4,000部作成 ・ 概ね4年に1回作成 ・ 村全世帯及び視察時などに配布 村ホームページ	村勢要覧 ・ 1,000部作成 ・ 概ね4年に1回作成 ・ 視察時などに配布 村ホームページ	

協議項目		24-6 広報広聴の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
2 広聴関係							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
住民の声制度	<ul style="list-style-type: none"> 投書箱「ばらばら」 公共施設10ヶ所の投書箱を介して、市民の要望や提言を聴取し市政に反映する。 年間約180通 市政モニター制度 10人に委嘱 市民会議 女性懇談会 対話集会 	町ホームページアンケートなど	村ホームページにて意見の受付	<ul style="list-style-type: none"> 「夢の希望箱」 投稿ポストは公共施設8ヶ所に設置 年間約5通 ホームページ、メールにて意見等受付 女性懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 村民の声提案箱の設置 役場玄関内に設置 年間約15通 赤城塾 女性会議 ホームページ、メールにて意見等受け付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 「村長との対話」 毎月第2土曜日に実施 「みんなのこえ」事業 平成9年4月から実施 年2回、広報紙に料金受取人払いのはがきを折り込み、村への意見や要望を投函してもらう 意見や要望に対し、担当課が広報紙を通じて回答 年間約30通の投函 ホームページ「ご意見受け付け」 村ホームページで村内外から村への意見を受け付ける 意見に対しては、担当課ごとで回答を送信者に返信 	
3 表彰等について							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)名誉市町村民制度	該当なし	該当なし	小野上村名誉村民条例 <ul style="list-style-type: none"> 議会の同意を得て決定 該当者1名 名誉村民称号記は無し 	子持村民栄誉賞顕彰規程 <ul style="list-style-type: none"> 村長が顕彰を行う 該当者1名 名誉村民称号記は無し 	該当なし	北橋村名誉村民条例 <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、名誉村民推挙審査委員会で推挙。村長が議会の同意を得て決定する。 該当者1名 名誉村民称号記を贈る 	
(2)市町村功労者表彰等	<ul style="list-style-type: none"> 市功労者表彰 表彰条例に基づき、該当者を内申選考し、市長が決定する。 表彰状、功労章、記念品を贈呈する。 市政功労者表彰(感謝状) 表彰要綱に基づき該当者を内申選考し、市長が決定する。 表彰状(感謝状)、記念品(銀杯)を贈呈する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町功労表彰・善行表彰 表彰条例に基づき、該当者を内申選考し、町長が決定する。 表彰状、記念品を贈呈する。 5月下旬に表彰式を挙行し被表彰者に授与する。 町広報により公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 功労表彰・善行表彰・職員永年勤続表彰 村政功労者等表彰規程に基づき、表彰する。 表彰状又は記念品を贈呈する。 	<ul style="list-style-type: none"> 村功労者表彰 表彰規程に基づき随時該当者を表彰する。 表彰状(感謝状)、記念品を贈呈する。 	<ul style="list-style-type: none"> 村政功労者表彰 記念行事等の際、特別に村政功労者等を表彰する(要綱はその都度作成) 表彰状(感謝状)、記念品を贈呈する。 	<ul style="list-style-type: none"> 村功労者表彰 功労者表彰規程により、関係機関からの具申に基づいて選考委員会で選考し、村長が表彰。 表彰状と記念品(団体の場合は賞状)を贈呈する。 村政功労者表彰 記念行事等の際、特別に村政功労者等を表彰する 	

協議項目	24-6 広報広聴の取扱い	関係項目	
現 況			調整理由・課題
4 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	東 か が わ 市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等に関すること 発行日は毎月1日、15日を継続する。 ・ 市勢要覧その他広報刊行物の発行に関すること 新市移行後、早急に発行する。 ・ 行政情報の提供に関すること 合併後も広報媒体として活用する。 ・ 名誉市民に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 ・ 市表彰・市功労者表彰に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る 	<p>広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 市民提案制度等の公聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。</p>	<p>相談事業については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。 広報紙については、毎月発行とする。その他の広聴広報関係事業については、新町において調整する。</p>	
周 南 市	さ ぬ き 市	あ さ ぎ り 町	
<p>広報活動については、広報紙の発行回数を、月2回とする。 広報モニター制度や電波メディアの活用等の広報活動については、新たに制度等を創設する。 公聴活動については、市政モニター制度や市政懇談会等、新たに制度等を創設する。</p>	<p>新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。 新市において、ホームページを開設する。 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。</p>	<p>広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。 広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。</p>	